

(参考) 供託書 (非上場株式の担保供託)

初葉

供託書・OCR用
(雑)

申請年月日 平成 年 月 日

供託所の表示

住所 (〒 -)

氏名・法人名等

供託者の住所氏名

代表者等又は代理人住所氏名

別添のとおり
ふりめからは別紙継続用紙に
記載してください。

別添のとおり
ふりめからは別紙継続用紙に
記載してください。

供託通知書の発送を請求する。

受理 (印)

年 月 日

字加入 字削除

係員印 受付 調査 記録

頁 (第 7 号様式
印刷第 27 号)

法令条項

供託の原因たる事実

供託により消滅すべき質権又は抵当権

反対給付の内容

備考

1. 供託有価証券又は供託担保国債は別紙継続用紙に記載してください。
2. 本供託書は折り曲げないでください。

1 濁点、半濁点は1マスを使用してください。

供託者
力氏
名

020001

次葉

頁 (第 19 号様式
印刷第 40 号)

供託書・OCR用
(継続用紙)

供 託 有 価 証 券

証券名称	枚数	総額面	内 訳				備考
			額面	回記号	番号	附属利賦札	

(注) 1. 枚数及び総額面の訂正はできません。
2. 本供託書は折り曲げないでください。

600400

「供託書」(非上場株式の担保供託)

「供託書」は非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の担保として非上場会社の株式を提供する場合に、国税通則法施行令第16条第1項の規定により株式の供託を行うため納税者が作成し、法務局(供託所)に提出するものです。

非上場株式を担保供託する場合の供託書は、一般の供託書記載要領によるほか、次により記載してください。

なお、供託書の用紙は法務局に備え付けてあります。

【記載要領】

1 「被供託者の住所氏名」欄

氏名・法人名等の欄に「国」と記載してください。住所は記載する必要はありません。

2 「供託の原因たる事実」欄

適用を受ける非上場株式等についての納税猶予に応じて次のとおり記載してください。

【非上場株式等についての贈与税の納税猶予(租税特別措置法第70条の7)の場合の記載例】

供託者は、平成〇年〇月〇日付贈与(贈与者〇〇〇〇)に係る贈与税額(平成〇年〇月〇日申告分)について、租税特別措置法第70条の7第1項に規定する非上場株式等についての贈与税の納税猶予の適用を受けるため、同項の規定により担保として当該納税猶予分の贈与税額(贈与税額 000,000,000 円及び利子税額 000,000,000 円)及び国税通則法所定の延滞税の額に相当する有価証券を供託する。

【非上場株式等についての相続税の納税猶予(租税特別措置法第70条の7の2)の場合の記載例】

供託者は、平成〇年〇月〇日相続(被相続人〇〇〇〇)に係る相続税額(平成〇年〇月〇日申告分)について、租税特別措置法第70条の7の2第1項に規定する非上場株式等についての相続税の納税猶予の適用を受けるため、同項の規定により担保として当該納税猶予分の相続税額(相続税額 000,000,000 円及び利子税額 000,000,000 円)及び国税通則法所定の延滞税の額に相当する有価証券を供託する。

【非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予(租税特別措置法第70条の7の4)の場合の記載例】

供託者は、平成〇年〇月〇日相続(被相続人〇〇〇〇)に係る相続税額(平成〇年〇月〇日申告分)について、租税特別措置法第70条の7の4第1項に規定する非上場株式等についての相続税の納税猶予の適用を受けるため、同項の規定により担保として当該納税猶予分の相続税額(相続税額 000,000,000 円及び利子税額 000,000,000 円)及び国税通則法所定の延滞税の額に相当する有価証券を供託する。

【非上場株式等についての相続税の納税猶予（措置法第70条の7の2）の場合（再供託）の記載例】

供託者は、平成〇年〇月〇日相続（被相続人〇〇〇〇）に係る相続税額（平成〇年〇月〇日申告分及び平成〇年〇月〇日修正申告（更正）分）について、租税特別措置法第70条の7の2第1項に規定する非上場株式等についての相続税の納税猶予の適用を受けるため、同項の規定により担保として当該納税猶予分の相続税額（平成〇年〇月〇日申告分相続税額 000,000,000 円及び利子税額 000,000,000 円、平成〇年〇月〇日修正申告（更正）分相続税額 000,000,000 円及び利子税額 000,000,000 円）及び国税通則法所定の延滞税の額に相当する有価証券を供託する。

【非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の5）の場合の記載例】

供託者は、平成〇年〇月〇日付贈与（贈与者〇〇〇〇）に係る贈与税額（平成〇年〇月〇日申告分）について、租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例の適用を受けるため、同項の規定により担保として当該納税猶予分の贈与税額（贈与税額 000,000,000 円及び利子税額 000,000,000 円）及び国税通則法所定の延滞税の額に相当する有価証券を供託する。

【非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の6）の場合の記載例】

供託者は、平成〇年〇月〇日相続（被相続人〇〇〇〇）に係る相続税額（平成〇年〇月〇日申告分）について、租税特別措置法第70条の7の6第1項に規定する非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けるため、同項の規定により担保として当該納税猶予分の相続税額（相続税額 000,000,000 円及び利子税額 000,000,000 円）及び国税通則法所定の延滞税の額に相当する有価証券を供託する。

【非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の8）の場合の記載例】

供託者は、平成〇年〇月〇日相続（被相続人〇〇〇〇）に係る相続税額（平成〇年〇月〇日申告分）について、租税特別措置法第70条の7の8第1項に規定する非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けるため、同項の規定により担保として当該納税猶予分の相続税額（相続税額 000,000,000 円及び利子税額 000,000,000 円）及び国税通則法所定の延滞税の額に相当する有価証券を供託する。

3 「供託により消滅すべき質権又は抵当権」、「反対給付の内容」欄記載する必要はありません。

4 「備考」欄

担保の提供先である所轄税務署長の名称を次のとおり記載してください。

「官庁の名称 〇〇税務署長」